

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第39号
平成29年2月17日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

外国人技能実習機構の行う業務からの暴力団排除の推進について(通達)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)が制定され、外国人に技能実習を行わせる者(以下「実習実施者」という。)が外国人技能実習生ごとに作成する技能実習計画の認定及び実習の監理事業を行う者(以下「監理団体」という。)の許可の欠格事由に暴力団排除条項が規定されるとともに、技能実習に関する事務を行う機関として、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)が新設された。

警察庁においては、機構の行う業務からの暴力団排除を推進するため、機構と協議の上、別添「外国人技能実習機構が行う業務からの暴力団排除に関する確認書」のとおり確認し、本年4月3日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 法の概要

技能実習制度は、開発途上地域等への技術等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているが、一方で、制度の趣旨が理解されず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われている等の指摘もなされていた。そこで、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図る目的で、本法を制定し、実習実施者及び監理団体並びに技能実習計画について許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う機構を設ける等の所要の措置が講じられたもの。

なお、機構は、本部及び13の地方事務所(支所を含む。以下同じ。)を有する。

2 警察庁と機構の確認事項

(1) 照会・回答・通報の対象

照会・回答・通報の対象については、法の規定に則して、実習実施者については、

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(エ及びオにおいて「暴力団員等」という。)

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代

理人がア又はウのいずれかに該当するもの
ウ 法人であって、その役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの
エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
とし、監理団体については、これらに加え
オ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
とした。

(2) 照会・回答・通報の手続

ア 実習実施者になろうとする者

機構の地方事務所長（支所長を含む。以下同じ。）は、実習実施者になろうとする者から申請があった場合、当該者が所在する都道府県を管轄する都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、排除対象該当性について文書（確認書様式第1号）により照会を行うので、暴力団対策主管課長は、排除対象該当性について、速やかに文書（確認書様式第2号）により回答すること。

また、暴力団対策主管課長は、機構の地方事務所長からの照会に依らずに、実習実施者になろうとする者又は実習実施者について、排除対象該当性を確認した場合は、当該者が所在する都道府県を管轄する機構の地方事務所長に対し、速やかに文書（確認書様式第5号）により通報すること。

なお、機構地方事務所の管轄区域は別紙のとおりである。

イ 監理団体になろうとする者

機構の監理団体部長は、監理団体になろうとする者から申請があった場合、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、排除対象該当性について文書（確認書様式第3号）により照会を行うので、暴力団対策課長は、排除対象該当性について、速やかに文書（確認書様式第4号）により回答する。

また、暴力団対策課長は、機構の監理団体部長からの照会に依らずに、監理団体になろうとする者又は及び監理団体について、排除対象該当性を確認した場合は、機構の監理団体部長に対し、速やかに文書（確認書様式第6号）により通報することとなることから、各都道府県警察において排除対象該当性を確認した場合は、速やかに暴力団対策課長に報告すること。

3 保護対策の徹底

暴力団対策主管課長及び暴力団対策課長は、暴力団員等による機構の行う業務への不当介入事案があった場合等、必要に応じて、機構職員等関係者に対する保護対策を講じるものとした。

外国人技能実習機構地方事務所(支所)管轄表

地方事務所(支所)	管轄
札幌事務所	北海道
仙台事務所	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東京事務所	栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨
水戸支所	茨城
長野支所	新潟、長野
名古屋事務所	静岡、岐阜、愛知、三重
富山支所	富山、石川、福井
大阪事務所	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
広島事務所	鳥取、島根、岡山、広島、山口
高松事務所	徳島、香川
松山支所	愛媛、高知
福岡事務所	福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄
熊本支所	熊本、宮崎、鹿児島

外国人技能実習機構の行う業務からの暴力団排除に関する確認書

警察庁丁暴発第38号
平成28年度外技総発第2号
平成29年2月17日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

千代延晃平

外国人技能実習機構総務部長

高橋秀誠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の施行に伴い、技能実習を行わせる者及び実習監理を行う者（以下「技能実習関係者」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、警察庁及び都道府県警察（以下「警察」という。）と機構本部及び機構地方事務所（支所を含む。以下同じ。）において、下記のとおり、運用が図られることについて確認する。

記

1 確認書の趣旨

機構は、技能実習関係者から法第10条第9号、第10号、第11号及び第12号並びに法第26条第1号、第5号イ及び第6号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該技能実習関係者（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について意見を求めるものとする。また、警察は、機構からの意見聴取に対して、当該技能実習関係者の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 暴力団排除条項の範囲

暴力団排除条項に該当する者は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第10条第9号及び法第26条第5号イ）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)又は(3)のいずれかに該当するもの（法第10条第10号及び法第26条第5号イ）
- (3) 法人であって、その役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの（法第10条第11号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第10条第12号及び法第26条第1号）

- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第26条第6号）

3 照会手続

- (1) 技能実習を行わせる者について

ア 機構地方事務所長（支所長を含む。以下同じ。）は、技能実習を行わせようとする者から申請があった場合、当該技能実習を行わせようとする者が所在する都道府県を管轄する都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記(1)アによる照会を受けたときは、当該申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当するか否かについて、当該機構地方事務所長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

- (2) 実習監理を行う者について

ア 機構監理団体部長は、実習監理を行おうとする者から申請があった場合、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性について文書（別記様式第3号）により照会するものとする。

イ 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長は、前記(2)アによる照会を受けたときは、当該申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当するか否かについて、当該機構監理団体部長に対し、速やかに文書（別記様式第4号）により回答するものとする。

4 照会・回答・通報等に関する留意事項

- (1) 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長及び暴力団対策主管課長（以下「警察担当課長」という。）と機構監理団体部長及び機構地方事務所長（以下「機構担当部長等」という。）との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交で行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地と機構地方事務所長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えいの防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

- (2) 別記様式第1号から第6号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

照会を行う場合は、CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により照会するものとする。

5 警察担当課長による通報等

- (1) 技能実習を行わせようとする者又は行わせている者について

ア 暴力団対策主管課長による通報

暴力団対策主管課長は、前記3(1)による照会以外で、技能実習を行わせようとする者又は行わせている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する機構地方事務所長に対し、速やかに文書（別記

様式第5号)により通報するものとする。

イ 機構地方事務所長の対応

暴力団対策主管課長から、通報を受けた機構地方事務所長は、当該技能実習を行わせようとする者又は行わせている者を排除するため必要な措置を行うものとする。

(2) 実習監理を行おうとする者又は行っている者について

ア 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長による通報

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長は、前記3(2)による照会以外で、実習監理を行おうとする者又は行っている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、機構監理団体部長に対し、速やかに文書(別記様式第6号)により通報するものとする。

イ 機構監理団体部長の対応

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から、通報を受けた機構監理団体部長は、当該実習監理を行おうとする者又は行っている者を排除するため必要な措置を行うものとする。

6 連携の強化

警察担当課長と機構担当部長等は、照会等の手続に関して相互に協力し、緊密な連携の下、技能実習関係者からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

警察担当課長は、暴力団員等による機構の行う業務への不当介入事案があった場合等、必要に応じて、機構職員等関係者に対する保護対策を実施するものとする。

8 その他

警察担当課長と機構担当部長等は、本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、暴力団対策主管課長と機構地方事務所長は、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、機構地方事務所長は機構監理団体部長に対してそれぞれ報告するものとする。

別記様式は省略